

フィリピン・レポートと中国の禁煙運動

笠 原 陽 子*

“The Philippine Report” and the Anti-Opium Campaign in China

KASAHARA Yoko

abstract

In 1906, the Chinese Empress published an Edict ordering strict prohibition of cultivation and consumption of opium. Her main aim was to stop the opium traffic with England, which had endured for over sixty years. China's decision was greatly influenced by “the Report of Philippine Opium Commission,” a commission, in which the US Government participated.

When the United States took the Philippines, it faced an opium problem. Beginning with the occupation and for three years afterwards, the opium evil corrupted the Filipino society. Because of this the Philippine Commission created a special commission to investigate and find a solution for the whole opium question of the Orient. This commission made “The Philippine Report.”

The report made it clear that England had amassed a substantial amount of money from the harmful opium traffic, not only in China but also in Hong Kong and the Strait colonies. As a result, the party, which lobbied against the opium traffic, gained substantial ground in parliament, and the anti-opium movements in England were vitalized.

In China, the anti-opium campaign also became active. Chinese officials knew, from the report, that Japan's successful prohibition of opium was due to that nation's superior progress. Also, they found that the US Government backed the report, and had started to seriously deal with the opium problem.

Originally, “The Philippine Report” was to find a way to solve the opium problem in the Philippines, but is significantly influenced both England's and China's anti-opium campaigns, and also led to the Empresses' edict.

Keywords : American missionary, anti-opium campaign, China-opium, opium traffic, The Philippine Report

はじめに

第二次アヘン戦争に勝利したイギリスは、1858年中英通商章程を締結した結果、インド産アヘンを中国に合法的に持ち込むこととなった。70年代後半から80年代にかけて中国へのアヘン輸入量は飛躍的に伸び、その量は条約締結直前の倍の8万擔に達した¹。一方、同章程は国産アヘンに対しても禁を弛めた結果となり、さらには国産アヘンで輸入アヘンを駆逐しようという清朝政府の政策も加わり、中国での栽培も盛んに行われるようになった。その結果19世紀末になると、国産アヘンは輸入アヘンの量に匹敵ないしは超過するほどになり、これに伴いアヘン禍は中国全土に蔓延していった²。

キーワード：アメリカ人宣教師、禁煙運動、中国－アヘン、アヘン貿易、フィリピン・レポート

*平成7年度生 比較文化学専攻

1906年9月（光緒三十二年八月）清朝政府はついに十年期限禁煙勅令³を発布し、アヘン撲滅に向けての決意を表明するに至った。この勅令をきっかけとして、中国とイギリスとの間でアヘン貿易停止への交渉が開始され、10年後の1917年には英中間のアヘン貿易を停止する旨の英中禁煙協定が1908年3月成立した。この協定成立の要因として、于恩徳は、インド政府がすでにアヘン税収を頼みとしていること、アヘン貿易がキリスト教布教を阻害しているとして、イギリス人宣教師が本国政府に反対表明をしていたこと、アヘン貿易がイギリス商工界の利益を阻害していること、同貿易は国家の名譽と国の商工業利益を損なうものとイギリスの国会議員たちが認識していたこと、フィリピン調査団報告書により英中間のアヘン貿易の口実が成り立たなくなったこと、などを挙げている⁴。さらに、列強の利権獲得が変法自強の機運を醸成したことも要因であると劉明修は指摘している⁵。このようにフィリピン調査団報告書が英中アヘン貿易を停止に導く要因の一つであるとの指摘はあるものの、それを実証するものは少ない。わずかにロドウイック K. L. Lodwick が同報告書をとりあげているだけである⁶。彼女は中国で発行されていた The Chinese Recorder を駆使し、プロテスタント宣教師がどのようにして禁煙運動を組織していったか、また、禁煙運動におけるプロテスタント宣教師の役割を多角的に詳細に紹介している。フィリピン調査団報告書についても比較的詳しく紹介しているが、しかし、本人も認めているように、その視点は中国で活動するプロテスタント宣教師の役割にのみ焦点をあてており、参照、引用した資料も限られている。

本稿では、中国の政治家の動き、アメリカ政府や関係者の動向、イギリス当局者の動きなども含めて分析した。また、アメリカの視点にたった中国の禁煙運動の研究はこれまでほとんどないので、本稿ではとくにアメリカ政府と関係者の役割に注目して同報告書との関連性を解明したい。

I フィリピン・レポート誕生の経緯

1898年米西戦争の結果、アメリカは初めての植民地をアジアに持つことになった。そこで生じたのは「アメリカがフィリピンを領有したとき、5万人の中国人がいて、多くがアヘン吸飲者であったが、なんら措置が執られなかったところ、アヘン癖はたちまちフィリピン住民にまで広がってしまった。占領からわずか3年で、手の施しようのない状態になってしまった。」⁷という状況である。

アメリカがフィリピンを領有する以前は、スペインがアヘン専売制を用いて現地で働く中国人にのみアヘンを供給していた。そしてその収益を現地のインフラ整備や駐留軍隊の費用等に充当していた。ところがアメリカの領有となるや、前統治国スペインの禁煙法は無効となり、アヘン輸入は野放しともいえる状態となった。麻薬輸入に関しては、一般関税が課されるだけで、輸入制限措置は特に執られなかつたため、麻薬の輸入量は倍増していた⁸。

1900年第二次フィリピン行政委員会 The Second Philippine Commission⁹ 委員長となり、引き続き1901年より初代民政総督に就任したタフト William Howard Taft はこうした状況に際し、かつての統治国スペインの政府専売制に着目した。「政府専売制は理にかなっている。アヘン専売からあがる収益をフィリピン人の教育に役立てるという仕事は、合衆国にとって初めての植民地におけるモデル政府を追及するものとして、本国にも十分受け入れてもらえると判断した」のである¹⁰。1899年、「植民地財政は独立採算にすることと、またフィリピンの発展と民衆の利益のために運営されること」が第一次フィリピン行政委員会により勧告されていた¹¹。アヘンの政府専売制はアヘン問題を解決するだけでなく、現地の経費を賄う重要な収入源となるものであった。しかし1903年5月専売制度を公示した直後から反対の声があがった。アヘン業者の反対はもちろんのこと、マニラとアメリカ本国の宣教師たちが、アヘンによる「汚れた金銭を教育に充當すること」に対して、人道問題だとしてローズベルト大統領 Theodore Roosevelt に専売制導入阻止を嘆願した結果、同年6月大統領は政府専売制に拒否権を発動する¹²。

政府専売制導入を拒否された総督は、1903年7月直ちに3名からなるフィリピンアヘン問題調査委員会 The Philippine Opium Investigation Committee（以後フィリピン調査団と略記）を設置し、アジアの植民地におけるアヘンの取り締まり状況の調査を行うこととした。委員長には現地政府衛生局長 Chief sanitary officer of the islands を兼任する駐留米陸軍少佐カーター軍医 Major Edward C. Carter、委員にはマニラ在住のフィリピン人

アルバート医師 Dr. Jose Albert と米聖公会マニラ地区監督プレント師 The Right Rev. Charles Henry Brent が選任された。さらに会計、速記者、通訳官を兼ねる助手 1 名が同委員会メンバーであった。一行は、1903 年 8 月 17 日から 1904 年 1 月末にかけて、日本、台湾、香港、中国、サイゴン、シンガポール、ビルマ、ジャワを訪問して調査し、それに基づいたフィリピンのアヘン政策に関する提言を、フィリピン・レポート The Report of the committee appointed by the Philippine Commission to investigate the use of opium and the traffic therein (以下、「レポート」と略記) として 1904 年 6 月現地フィリピン行政委員会に提出した¹³。

II フィリピン調査団の報告と提言

それまでアジアにおけるアヘン事情を調査したものには、イギリス王立アヘン問題委員会 The Royal Commission on Opium の報告があるが、これは主にインドを調査の対象としたものであり、「麻薬の使用が行われている複数の国の禁煙法を比較検討しようとする試みは、今回がはじめてのことであり……、アジアの人道問題に寄与できた」¹⁴ とフィリピン調査団は自負している。

「レポート」の冒頭では、5 ヶ月という期間は、これらの国を精査するには十分ではないと述べているが、各地において活動する外交官、宣教師や医師の情報を入手して、短期間のわりには的を射た調査が行われている。というもの、タフト総督の周到な指示がなされていたからである。アヘンの輸入・販売・使用の取り締まりを規定する各地の禁煙法令の入手はもとより、法令の施行状況とその効果、アヘン使用者の推定人数とその総人口に占める比率、アヘン消費量・販売価格、専売制の施行されているところでは専売価格と年ごとのアヘン常用者数の増減とその要因、密輸量、アヘンの使用方法（吸煙・吸食・吸飲・注射）、使用する人種によりアヘンの効用に違いがあるか否かなど、指示は詳細である。さらに、総督は、訪れる各地の米外交官から一行ができる限りの便宜を図ってもらえるよう、本国の国務長官に要請している¹⁵。

「レポート」は中国の禁煙運動を検討する場合、抜きにしては語れない項目であるが、その内容についてはこれまで言及されてこなかった。少し長くなるが、調査の総括と提言に関する項目について、訪問各地の調査結果の概要を紹介する。

1) 日本：調査期間 5 ヶ月のうち 2 ヶ月を日本と台湾の調査にあてて、日米外交官、宣教師、台湾総督府関係者らと面談している。

日本の禁煙法令は、医薬用途以外のアヘンの輸入、所持、使用を厳格に禁じており、その法令は厳格に遵守されている。なぜかくも実効があるのかについて一行の観察は、第一には、本能的に麻薬に恐怖感をおぼえる日本人の気質によるもの。第二には、「中国が戦ったようなアヘン戦争になることを日本政府は恐れていた。中国の混乱と無秩序の根源は、アヘンにあると考えていた。そこで当時外国貿易が行われていた唯一の港である長崎に対し、アヘンの輸入を即座に禁じる措置をとり、完全にアヘンを排除した」とあるように、中国のアヘン禍を反面教師としてアヘンの移入を完璧に遮断したこと。第三には、日本人の社会道德観念の強さ、があげられている。取り締まる側の警察官は教養があり、誘惑に屈せず、良く訓練がなされており、その高潔さは違反を犯しそうな者への威嚇となっているという。

人口 4,700 万人のうち、唯一アヘンへの依存を疑わせる中国人は 8,000 人を数えるが、全国が有能な警察官や道德観念の強い国民の監視の下にあり、容易にアヘンが入手できず、どうしてもアヘンを使用したい中国人は帰国する以外に道はなく、事実そうした高官の事例もある。それ故、日本には在日中国人も含めてアヘン常用者はいないと結論づけている。

2) 台湾：台湾の調査では、台湾総督府の高官、プロテスタントおよびカトリック宣教師、外国人外交官らと面談している。

距離的に近い福建省や広東省から移住してきた中国人が大半を占める台湾では、故郷で蔓延していたアヘンの習癖を持ち込み、アヘン吸飲人口を増やして行った。アヘン貿易と吸飲はなんら制限されることができなかつたため、1895 年に日本が台湾を統治するようになったときには、総人口の 7% がアヘン吸飲者であった。周囲にアヘンを使用する中国人がいるにもかかわらず、台湾在住の日本人が一人もアヘンに染まっていないことは、ここでも日本人の道徳観念が強いことを一行に鮮明に印象づけた。台湾総督府は最終的には本国同様に断禁政策を目標とし

ているが、すでに常用している者に対しては、徐々にアヘンの供給を減じていく漸禁政策を採用している。その理由として、断禁は肉体的苦痛を伴うこと。さらに、新統治者への敵愾心をおこさせ、騒乱がおこりかねないことが指摘されている。

3) 中国：18日の調査期間を充てた中国では、中国在住米外交官、米企業派遣員や20～40年という長期滞在米宣教師らから情報を得ている。さらに上海の道台や同地の中国人実業家たちにも面会し聞き取りをしている。各国で見かけるアヘン吸飲癖は中国人移住者が持ち込んでいるというのが、一行の認識であり、なぜ中国人はアヘンに依存するのかが調査団の問題意識であった。西洋人が酒を求め、アラブ人がコーヒーに刺激を求めるように、中国人はそれをアヘンに求めているのかも知れない。つまり、なんの娯楽もない退屈な生活が富者をアヘンに走らせるのかもしれないとフィリピン調査団は考える。一方、娯楽などとうてい考えられない困窮したクーリーも麻薬に手を染めているが、彼らに対しては、きつい仕事による肉体的疲労や苦痛を癒すには、モルヒネは欠かせない生活必需品、という理解をも示している。

「真摯にアヘン使用を告発する中国人はいるのか」という設問には、「中国人は美辞麗句を並べて体面を取り繕う余り、言行不一致となりやすい」と、一行の中国人に対する印象はよくない。日本政府を賛美したのとは対照的に、中国政府の禁煙措置については「上海に限って言うなら、アヘン使用に対して税の徴収以外何ら抑制措置をとっていない……アヘン吸飲を削減する努力をした証拠はない」と指弾している。

4) 香港：8日間の観察の結果は下の通り。ファーム制を採用。ファーム制はアヘン税収方法の一つである。現地政府は原料アヘンを輸入するのみで、その後の吸飲用に精製加工し、販売する権利は中国人商人に請け負わす制度。その際安くない請負料金を徴収する¹⁶。植民地収入のかなりの部分をこの財源から得ている。流通しているアヘンの3分の1は密輸。アヘン販売権を持つ商人は、権利取得に高額を支払っている関係上、それを取り戻すことに必死である。アヘン使用量の増加は、移民の増加、そしてアヘン吸飲は恥という古い意見が廢れてきてることによる。香港で使用されるアヘンはほとんどがインド産。

5) サイゴン：5日間滞在、うち3日間は活動不能。厳格な政府専売制を採用し、ここから植民地財政の多くを得ている。使用アヘンは雲南産とインド産とが拮抗。「アンナン人」は強健でないので、「適度」の使用をしているようだと観察する。

6) 海峡植民地：6日間滞在。ファーム制を採用。政府はアヘンから多くの収入を望み、アヘン商人は請負権利料などを取り戻すためアヘンの使用を奨励する。人口変化が少ない中でアヘン使用量が急激に伸びていることから、ここでのアヘン法令は、常習者の拡大を阻止ないしはチェックをする意図は皆無であることを示すと観測している。密輸多しとみている。

7) ビルマ：10日間滞在。ファーム制を採用。アヘン専売権を得た小売業者（中国人）は利益追求のみに熱心である。時に販売を伸ばすため、無料でビルマ人にアヘンを配布して習慣づける者までいる。政府はビルマ人に対しては登録制をとり、小売り業者は登録者のみに販売することになっているが、ラঙ্গেনのビルマ人アヘン使用者5,500人のうち店舗で購入する者は2%に満たないことから、密輸が横行していることは確実である。さらに、中国人に対しては無制限に販売可能となっていて、何ら規制がない。禁煙法規は機能していない。以上のような観察結果であった。

8) ジャワ：最後の訪問地で、滞在はわずかに5日間であった。しかし米総領事の根回しがよく、調査は順調に運んだ。

オランダ植民地政府がアヘン売買の権利を掌握した1833年当初、アヘン禍に染まっていない地域には断禁政策を、汚染されているところには専売制による漸禁政策の二つを併用する禁煙政策を採用していた。しかし、この専売制はアヘンの取り扱いを主に中国人商人に委ねていたため、収益が優先されて破綻した。その結果、アヘンの輸入販売はもちろん、煙館の監督など一切のアヘン関連業務を政府が給料を支払った者に担当させる徹底した政府専売制を敷いた。

ジャワには人口2千8百万人の内27万3千人の中国人が居住しており、熱病が多く発生する地域や原住民と中国人の交流の多い地域にアヘン常習者が多く見受けられた。しかし、中国人の多い地域でもアヘン常習者が見られなかった所もあり、調査団はその理由を、教育があるところや宗教心の厚い所ではないかと考えている。

以上の調査に基づいて、フィリピン調査団は次のように提言する。

フィリピンのアヘン吸飲は、中国人が外から持ち込んだ習癖である。フィリピン群島の多くに於いて、中国人

とフィリピン人が混在して住み、交流が盛んである場合、たとえ中国人に制限を設けてアヘン吸飲を許可するとしても、フィリピン人がその習癖に染まらない保証はない。とはいえ、即時完全禁煙の断禁策については日本やジャワの事例にあるように、いまだアヘンが持ち込まれていない地域においてのみ有効であることが確認された。加えてこの政策には、吸飲者に苦痛を与える、アヘンを断たれた吸飲者は統治者に対して敵愾心をおこし騒乱を招く、といった弊害のほうが大きいことも判明した。

そこでフィリピンのアヘン取り締まり方法としては、①厳格な政府の専売制を即時行うこと、②アヘンのフィリピン持ち込みに関しては、期間は3年と限定し、その後は医療用途のみに輸入を限定すること、③21歳以上のアヘン常習者で使用を止めると弊害がみとめられる場合、政府より使用許可証を発行してもらう、④公立学校においてアヘンの弊害について教育をおこなうこと、⑤戒煙の意志ある者は入院治療を行うこと、⑥煙館など吸飲施設の閉館、⑦罂粟栽培の禁止、などがあるとする¹⁷。

「レポート」は台湾とジャワの方式である政府専売制を提言した。これはアヘン吸飲者を将来的に根絶し、かつ収入を得ることが可能な方法であった。「フィリピンには収入が必要だった。実際の所収入がなかった。賢明な方法とはいえないかったが、重税を課してアヘンを制限販売し、その収入を必要かつ価値あること、たとえば教育といったものに活用することは、時宜にかなっていると考えた。」¹⁸ つまり、タフト総督が赴任当初着目した考えに帰着したのである。

III 中国における禁煙運動とフィリピン・レポート

19世紀後半、中国に居住する外国人宣教師たちは禁煙運動に大いに関心をもっていた。なぜなら、アヘンの輸入がキリスト教の伝播に大きな障害となっていると考えたからである。アヘンは外国より輸入され、中国人民に被害を与えていたので、人々は宣教師たちの行為は人を欺くものだとして信用しなかった。このため、中国で布教する外国人宣教師は、不道徳、不名誉な貿易を速やかに停止するよう、イギリスに要求していた。当時イギリス本国でも、アヘン貿易に抗議する運動が展開中であった¹⁹。

1877年中国全土で活動するプロテスタント宣教師たちは布教の困難を克服することを目指して、各自が所属する国や宗派を超えて上海に集結した。第一回プロテスタント宣教師大会である。同大会では次のような決議を行った。①医薬用途以外のアヘン貿易を速やかに停止することを要望する。②アヘン貿易に反対し、インド政府にアヘンの製造販売に関与しないよう要求しているイギリス人を支持する。③アヘン吸飲とアヘン貿易に対し中国政府が行う規制や禁止を妨げるものはいかなるものでも反対する²⁰。しかし状況は一向に改善されないため、1890年5月、第2回大会を上海で開催し、再度アヘン貿易反対の態度を鮮明にするに至った。同大会では「過度にならない程度に熱心に」引き続きアヘン貿易に反対し、中国人の信徒に対してはアヘン貿易反対の世論を喚起するよう強く求めることが議決された。さらに、イギリス人、アメリカ人宣教師からなる禁煙団体作りを推進する委員会が設置された²¹。

こうした在華宣教師の運動は、イギリス本国における禁煙運動に強い影響を与え、イギリス政府は1893年、ついに王立アヘン委員会 The Royal Commission on Opium を設置し、アヘン貿易の実態調査に乗り出さざるを得なくなった。宣教師たちは中国の実態を知つてもらえるものと喜んだのも束の間、実地調査はロンドンとインドのみで、中国は含まれていないことが判明した。在華宣教師のなかには、王立アヘン委員会の最終報告はアヘン貿易停止には寄与しないと見透かす者もいたが、1895年4月イギリス議会に提出された報告書は、その予測通りに、中国をアヘン禍から解放するものではなかった。報告の主要な結論としてインド産アヘンの輸入を停止したいという中国側からの切実な要望はないこと、中国人のアヘン吸飲は、イギリス人の飲酒と同様に、適度な使用は害がないことが挙げられていた²²。

この報告に在華宣教師たちは憤慨した。蘇州伝道文化協会 The Soochow Missionary and Literary Association (のちの蘇州禁煙連合会) は、かつて第2回プロテスタント宣教師大会において提案され棚上げ状態にあった、中国全土に禁煙を目的とした連帶組織の必要性を認め、その設立を目指して様々な伝道組織に参加を呼びかけた。そして1897年9月中国禁煙連合会 The Anti-Opium League in China 第1回会合にこぎ着けることができ、中国のアヘン問題の実態を冊子にまとめることが決議された。冊子準備委員として、パーク宣教師 Dr. W. H. Park²³、

顔永京師²⁴、メイソン師 Rev. G. L. Mason が選出され、中国全土で奉仕する外国人医師に王立アヘン委員会の質問を基にしたアンケート用紙を配布して、アヘン使用の実態を調査することになった。伝道医師は中国語を解し、中国人の患者と接しており、回答を寄せた医師の平均滞在年数は 9 年(1 年から 44 年の滞在経験者がいた)を数え、アヘン使用の実態をもっともよく知る立場にあった。パークは 60 名ほどからの回答を期待していたのだが、デュボウス Rev. Hampden C. DuBose (蘇州禁煙連合会会長) の尽力により、100 余名の医師から回答を回収することができ、その結果は 1898 年 11 月に *Opinions of Over 100 Physicians on the Use of Opium in China* として上梓された²⁵。同冊子の発行者は中国禁煙連合会となっているが、実質的作成者はアメリカ人宣教医師パークであり、彼の所属する蘇州禁煙連合会が主体となって発行に導いたものである。

調査項目に従い、回答の概要を記す：アヘン吸飲による影響としては、道徳観念を喪失し健康を損ね身体は衰弱し、社会では信用を失い、家庭は崩壊し破滅に至る、との回答が圧倒的である。「アヘン吸飲はどの程度有害か」との問い合わせについては、「無害である」はゼロ回答である。「吸飲者は増加傾向にある」と認識する者は 95% を占め、吸飲量も増加しているとする。「アヘン吸飲を数年継続した場合、常習者となることは免れない」と観る者は 9 割に近い。アヘン吸飲者は高級役人から商人、職人から苦力まであらゆる階層に及んでいる。吸飲者の雇用は手控えることが大半で、その理由としては、「身体虚弱のため怠けやすい。仕事も正確でなく、任せられない。共に働く仲間に悪影響を与えやすい。アヘン代金欲しさに盗みに走ることも多々ある等」が指摘されている。中国人はアヘン吸飲と飲酒を比較した場合、7 割がアヘンのほうが有害であると認識しており、吸飲者は社会で非難されている。ただ、アヘンは病気治療に用いられることも多く、中国人医師は慢性病にアヘンを処方していると観る者が 7 割を占める。しかし、回答を寄せた医師たちはアヘンが高熱やマラリア治療等に効果はないと考える者が 8 割近い。「アヘン吸飲者の多くはアヘンを止めたいと望んでいるが、自力での更生は難しい」というのが多数意見であり、「アヘンを即座に断ち切ると、胃痛、不眠、嘔吐、筋肉痙攣、下痢、全身の骨および関節痛などの苦痛を患者にもたらす」ことも実見している。

同冊子の序文に「アヘン吸飲は害悪のみで何ら利点のないことを明確に述べている。これは禁煙の理由として十分考慮すべきである」と蘇州鹽課司大使李仙聯 General Manager Soochow Salt Gabelle が述べているように、現場医師を対象とした実態調査は、「アヘンは有害」であることを明確に示していた。

ところで、この冊子発行の主体となった蘇州禁煙連合会は、「レポート」とも大いに関係があった。『アジアのアヘン問題—フィリピン行政委員会報告書』Opium in the Orient: Report of the Philippine Commission という英文冊子がある（以後「普及版」と略記）。上海のノース・チャイナ・ヘラルド事務所印刷、発行者は中国禁煙連合会であり、発行は 1905 年 5 月頃と推測される²⁶。これは先に述べた「レポート」（1904 年 6 月にフィリピン行政委員会に提出）の普及版ともいえるものである。

アメリカ議会に提出された公式の「レポート」は 280 頁の大部で、付録として調査各国の禁煙法令および個々人の面談記録に多くの割いている。一方、「普及版」はこうした部分は省いているものの、序文、各国の調査総括および委員会の見解と提言は全文を収録していて半割 24 頁の冊子である。「レポート」本体がアメリカ議会に報告されるのは 1906 年 3 月のことなので²⁷、どのようにして「普及版」が発表されることになったか経緯を追ってみる。尚、筆者が閲覧した「レポート」はジョージ・ワシントン大学図書館所蔵の米議会文書であり²⁸、「普及版」は外交史料館所蔵の冊子である²⁹。

蘇州禁煙連合会会長のデュボウスは同会の宣教医師がインタビューを受けたことから、「レポート」の存在を知っており、知人の米上院議員モーガン John T. Morgan を介して入手方法を依頼した。モーガンは「レポート」を作成したフィリピン行政委員会の直属機関である陸軍省の長官タフトにそのコピーを請求したところ、同省島嶼局長エドワーズ中佐 Colonel Clarence Edwards より 1905 年 1 月 28 日付でタイプ刷りコピーが送られてきた。モーガンはこれを 1 月 31 日付で早速デュボウスに送付している³⁰。かような経緯で非公式「レポート」を入手したデュボウスは、その「普及版」を発行するとき、ワシントンの陸軍省島嶼局 War Department, Bureau of Insular Affairs, Washington の報告書であることを特に表紙に明記している。つまり、アメリカの公的機関が関与した調査報告であることを強調しているのである。デュボウスは、中国禁煙連合会名義で初版 1 万部を同年 5 月頃上海で発行した。間もなく中国語版もできて全国に広く配布されたようであり³¹、大量の英語版、中国語版が、新政の改革の最中に国内外に広く流布されたと考えられ、しかもアメリカ政府が後ろ楯となった「普及版」の

影響は甚大であった。

「普及版」作成の貢献者であるデュボウスには、南京の巡撫陸元鼎および米総領事ロジャース J. L. Rodgers から両江総督周馥に宛てた紹介状が渡されて、1906年5月周馥に面会する機会が与えられた。この時、「外国人宣教師の署名のある禁煙の請願書が用意できれば、私が代わって皇帝に送呈しよう」と周馥自らが提案している³²。

デュボウスは7カ国1,333名の署名のある請願書をとりまとめて南京に送り、周馥は約束通り北京にこれを転送し、受けとった外務部副部長唐紹儀に非常に喜ばれることになった。署名を寄せた宣教師たちが「われわれの祈りが請願書とともに皇帝のもとに届くだろう」³³と期待した通り、10年を期限としてアヘン貿易および国内のアヘン製造を停止し、アヘンの害毒を取り除く強い決意を込めた「十年期限禁煙勅令」が9月20日に発布された。そして禁煙のための規定作りが会議政務所に課され、唐紹儀の草稿になる禁煙章程が同年11月21日に奉呈され、同30日に公布される運びとなるのである³⁴。

IV フィリピン・レポートとアメリカ

1904年6月植民地のフィリピン行政委員会に提出された「レポート」が、同委員会の上級機関である米陸軍省へ公式に回されてきたのは1905年8月のことであり³⁵、この間、デュボウスが「普及版」を発行しことは先に述べたとおりである。では、なぜ非公式の「レポート」がアメリカにあったのだろうか。

フィリピンの初代民政総督を務めたタフトは、1903年12月その職を離れ、翌1904年2月本国陸軍長官 Secretary of War に就任した。つまり植民地フィリピンに駐留する米陸海軍の最高責任者であり、かつ現地フィリピン行政委員会が直属する組織の責任者となったのである。その長官のもとに1905年1月中旬マニラのブレントがコピーを持参したことがタフト本人の書簡に見ることができる³⁶。日付からしてこの陸軍省に存在したコピーと先述のデュボウスの入手したものとは同一と見て差し支えないだろう。

では、公表前の「レポート」を、なぜブレントがワシントンまでやってきてタフト長官に手渡したのかという点である。かつてフィリピン調査団に自分を推挙してくれた人物に結果報告を行うという意味あいもあったろうが、それだけではなかった。ブレントがタフトを訪れた時、ワシントンでは関税引き下げの法案が近く下院議会で取り上げられることになっていた。引き下げとなれば当然アヘン関税収入も減少することになる。そこでブレントはアヘン問題および「レポート」の存在について事情がよく分っているタフトに直接意見を述べて対策を練る必要があった。タフトはブレントの説明を受けて下院財政委員会委員長に書簡をしたため、巨額な関税収入をもたらしているアヘンの税率を他の商品同様に引き下げないよう強く要求している。具体的には、関税法改定案にアヘンの税率に関する修正条項を盛り込むこと、それと同時に麻薬輸入制限の権限をフィリピン行政委員会に付与する条項をともに盛り込むよう要請している³⁷。アヘンによる財政収入の減少を食い止めようとしているのである。

ブレントは翌1906年、禁煙に関する国際会議開催の提唱を建議する手紙をローズヴェルト大統領に出している。「最近中国の官僚の間で、イギリスの関与するアヘン取引き問題が再燃している。フィリピン調査団での経験から、禁煙問題は間違いなく国際的な行動が担保できると思う」と。

これ以前にアメリカは、國務長官ヘイ John M. Hay が列強の中国全土における機会均等並びに中国の領土的及び行政的保全維持を提唱していた。「租借地勢力範囲等の争奪戦の遅参者として列強との角逐に後れざらんことを之努め、横溢せる国力を抱き、自國権益の伸張を、最も特長とする貿易と投資の方向に企図する途にでたもの」と高木八尺が言うように³⁸、門戸開放主義は1899年よりたびたび唱道してきた。しかし、効果のない結果となっていた。そして、ここに至って、「レポート」が中国の官僚に強い影響を与えたように、アヘン問題を扱うことによって、アメリカは中国において列強をリードできる立場にあると、ブレントは進言したのである。

この間、中国における禁煙運動は從来の宣教師のみの運動に留まらず、アメリカ政府の支持がその後ろ楯にあつたことで清朝の政界を動かし、1906年9月20日「十年期限禁煙の勅令」が発布されたことは、先に述べた通りである。これを受けて、米國務省は9月27日よりアヘン生産国、アヘン問題を抱える国に国際会議開催を打診する通信を送付し始めた⁴⁰。そして1909年2月、関係12カ国が集まり、アヘン事情を検討する第一回世界会議、上海国際アヘン調査委員会に収斂するのである。

V フィリピン・レポートとイギリス

19世紀末に至っても「アヘンは有害か否か」が依然として争点となっていたのに対して、「レポート」の出現により、宣教師でもなく中国長期滞在者でもない「先入観をもたない旅行者の目で見た報告が、アヘンは有害であることを裏付けた」といえる⁴¹。なかでも日本調査の項では、中国のアヘン禍を反面教師として、アヘンを警戒し完全に遮断したことにより、日本は世界で最も偉大な禁煙社会となったと絶賛された⁴²。折しもイギリスでは下院議員の総選挙が行われる年であり(1905年12月)、禁煙運動団体は争点の一つにアヘン貿易の是非を掲げた。「レポート」によりアヘンは有害であること、またその有害アヘンによりイギリスは中国のみならず海峡植民地、ビルマや香港からも莫大な収入を得ていることが判明したことから、総選挙では道義的責任、国家の正義が問われた。その結果、自由党が勝利を收め、議会ではアヘン貿易反対に同調する議員の議席を大きく伸ばしたのである。1906年5月30日の下院議会においてアヘン論争が展開された。イギリスの不名誉な貿易はインド中国貿易のみならず、ビルマ、海峡植民地や香港でも行なわれていたこと、また、有害なアヘンに犯された中国を反面教師として日本はアヘン貿易を遮断したことが記されている「レポート」は議場にも登場し、議論を大いに実のあるものにした⁴³。ティラー Theodore Taylor 議員から「下院としてアヘン貿易は道義的に弁解の余地のないことを再確認し、また、その収束に必要な措置を迅速に行うことを内閣に要求する」⁴⁴旨のアヘン貿易停止の動議が提出されると、これに対してインド相モーリー John Morley は道義的博愛的見地から、「医科学的には議論の余地はなく、中国の隣国の日本の状況、フィリピンのアヘン立法に見るアメリカ政府の状況などは、アヘン貿易の有害性を十分示している」とティラー議員の動議を肯定した⁴⁵。しかし、一方では貿易継続の責任は中国にあることも示唆した。そしてイギリス政府の「中国政府が衷心よりアヘンの消費を抑制したいのなら、インド政府および英帝国政府はたとえ財政的犠牲を払ってでも、公正な考慮を躊躇するものではない」⁴⁶というアヘン貿易停止に向けた画期的答弁を引き出すに至り、さらに同動議を採決にもちこむことができたのである⁴⁷。

これまでクウェーカー教徒が主体となって行ってきたアヘン貿易反対協会の禁煙運動が、「レポート」の出現によって他の組織と連携作業がとれるようになり、一般の教会とも広く協力することが可能となって禁煙運動が大いに進展することになった⁴⁸。

さらに、「レポート」の出現は中国国内の禁煙の動きを勢いづけ、「十年期限禁煙勅令」発布を導くことになったことは前述の通りである。同勅令発布に関して、インド相モーリーの発言が外務部副部長唐紹儀にインドアヘンの輸入を衷心から望まないことを示すよう誘引しているように解釈させたと駐華公使ジョーダン John Jordan は推測している⁴⁹。この頃、アメリカによるアヘンの国際会議開催の打診が本国に入っていた。こうした状況下、イギリスと中国の間でアヘン貿易停止に向ける最初の取り決めである英中禁煙協定の締結(1908年3月調印)が避けられないものとなってくるのである⁵⁰。

おわりに

「レポート」は本来フィリピンのアヘン禍を解決する方策を探るための調査報告書であった。しかし、実地調査を踏まえた「レポート」の出現は、中国およびイギリスの禁煙運動をいっそう推進する役割を果たすことになった。さらに、「レポート」が単に宣教師団体の取りまとめたものではなくて、アメリカ政府が後ろ楯にあったことにより、中国にとっては官僚が禁煙問題と真剣に対峙することを促し、イギリスにとっては圧力となりアヘン貿易停止に向かって譲歩することを余儀なくさせた。

しかし、このアメリカの中国への友誼を示した行為には、一つに人道的なもの、もう一つに通商拡大の意図があった。アメリカは禁煙運動を支援することで、中国との結びつきを強固なものにしながら、大市場中国への経済進出を図っていくことになるが、これについては稿を改めたい。

註

- 1 1879年は最高値82,927擔。林満紅「清末本国鴉片之替代進口鴉片(1858—1906) —近代中国「進口替代」個案研究之一—」『中央研究院近代史研究所集刊』第9期、民国69年、388、403頁。
- 2 1905年の輸入アヘン51,800picul(内インド産50,200picul)。中国産アヘンはその10倍。*China, No. 1 (1908) : Correspondence Respecting the Opium Question in China*, London, Printed for His Majesties Stationery Office, 1908. p.2. 外交史料館所蔵外務省記録2.9.9.23 清国上海ニ於ケル國際阿片調査委員会一件(三)(以後外交史料館2.9.9.23(三)と略記)。
- 3 『光緒朝東華錄』光緒三十二年八月丁卯の項。
- 4 于恩徳編著『中国禁煙法令變遷史』上海中華書局、民国23年、122頁。
- 5 劉明修『台灣統治と阿片問題』山川出版社、1983年、118頁。
- 6 Kathleen L. Lodwick, *Crusaders against Opium: Protestant Missionaries in China 1874-1917*, The University Press of Kentucky, 1996, pp.109-115.
- 7 "The World against Opium," *The Chinese Students' Monthly*, Vol.VI, No.3, January, 1911; 当時フィリピン総人口7,635,426人うち中国人55,000人という数字もある, *Report on the International Opium Commission and on the Opium Problem as Seen within the US and Its Possessions*, prepared by Hamilton Wright in U.S. Congress, Senate, 61st Congress, 2nd Session, Senate Document No.377, January 1, 1910, p.26.
- 8 Wright, *op. cit.*, p.63.
- 9 フィリピン議会のできる1907年まで、現地立法行政最高機関。
- 10 David Musto, *The American Disease: Origins of Narcotic Control*, Yale University Press, 1973, p.25.
- 11 中野聰『フィリピン独立問題史』龍溪書舎、1997年、106頁。
- 12 International Reform Bureau (ed.), *Memorandum concerning Concerted International Restraint of the Traffic in Intoxicants and Opium among Aboriginal Races*, New York, 1906, p.7.
- 13 U.S. Congress, Senate, 59th Congress, 1st session, Senate Document No.265, *Use of Opium and Traffic Therein*, p.19.
- 14 *Ibid.*, p.20.
- 15 Cablegram: Taft to Secretary of War & Letter from Taft to Major Carter in Senate Document No.265, *op. cit.*, p.59.
- 16 後藤春美『アヘンとイギリス帝国』山川出版社、2005年、14頁参照。
- 17 Senate Document No.265, *op. cit.*, pp.53-54.
- 18 "Uncle Sam is the Worst Drug Fiend in the World," *New York Times*, March 12, 1911.
- 19 アヘン貿易に携わった事もある人を含め、主にクウェーカー教徒が中心となって、1874年アヘン貿易反対協会を結成して、インド政府のアヘン貿易を停止するようイギリス政府に訴えていた。新村容子『アヘン貿易論争—イギリスと中国—』汲古書院、2005年、105-107頁参照。
- 20 于恩徳前掲書、118頁。
- 21 Lodwick, *op. cit.*, p.36.
- 22 *Ibid.*, p.97; 新村容子前掲書、151頁参照。
- 23 在華16年アメリカ人宣教師。蘇州病院外科医、海關署外科医。
- 24 聖約翰書院の初代院長。1890年プロテスタンント宣教師大会参加の唯一の中国人宣教師。冊子作成中に逝去。子息顏惠慶は1911年英中間のアヘン貿易停止をめざす英中統約禁煙協定の中国側代表、1913, 14年の2回のハーグ国際アヘン会議の中国代表。
- 25 *Opinions of over 100 Physicians on the Use of Opium in China*, compiled by William H. Park, The American Presbyterian Mission Press, Shanghai, 1899.
- 26 1907年5月に上海で開催された、第3回プロテスタンント宣教師大会にあたるモリソン来華100周年宣教師大会の記録によると「2年前に印刷発行されたフィリピンアヘン委員会報告書」とある。Centenary Missionary Conference (ed.), *Memorial on Opium 1907*, Methodist Publishing House, Shanghai, n.d., p.3. 外交史料館2.9.9.23(三)。
- 27 U. S. Congress, Senate, 59th Congress, 1st Session, Senate Document No.265.
- 28 *Ibid.*
- 29 外交史料館2.9.9.23(一)
- 30 J. T. Morgan to DuBose, January 31, 1905 in The Anti-Opium League in China (ed.), *Opium in the Orient: Report of the Philippine Commission*, The North-China Herald Office, Shanghai, n. d., p.1.
- 31 Lodwick, *op. cit.*, p.115.
- 32 Hampden C. DuBose, *The Great Anti-Opium Year 1906-7*, Annual Report of the Anti-Opium League, n.d.; 于恩徳前掲書120頁。

- 33 DuBose, *op. cit.*, p.3.
- 34 *Ibid.*, p.2. :『光緒朝東華錄』光緒三十二年十月戊寅の項。
- 35 Senate Document No.265, *op. cit.*, p.4.
- 36 U.S. Congress, Senate, 58th Congress, 3rd session, Senate Document No.135, *Opium in China*, p.3.
- 37 Taft to Payne, January 20, 1905, Senate Document No.135, *op. cit.*, p.30.
- 38 "The Origin of the Opium Commission," *South China Morning Post*, January 28, 1909.
- 39 高木八尺『高木八尺著作集』第3巻、東京大学出版会、1971年、99頁。
- 40 Wright, *op. cit.*, p.64.
- 41 Centenary Missionary Conference (ed.), *op. cit.*, p.3.
- 42 *Ibid.*, p.3.
- 43 DuBose to Count Hayashi, October 16, 1907, 外交史料館 2.9.9.23.
- 44 *The Friend of China*, XXIV-6, July, 1906, London, p.92.
- 45 *Ibid.*, XXIV-4, January, 1906, p.54.
- 46 *Ibid.*, XXIV-6, July, 1906, p.85.
- 47 *The Friend of China*, XXIV-6, July, 1906, p.92.
- 48 *The Friend of China*, XXIV-6, July, 1906, p.55.
- 49 J. Jordan to Edward Grey, September 30, 1906 in *China No.1*, *op. cit.*, p.2.
- 50 英中禁煙協定締結の経緯については、目黒克彦「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書」『愛知教育大学研究報告39 社会科学編』、1990年、および「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書三」『同42』、1993年を参照。

(2006年12月1日受理)